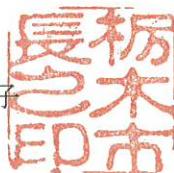


令和元年5月7日

西方地域会議

会長 大塚 孝司朗 様

栃木市長 大川秀子



栃木市北部健康福祉センター（仮称）の名称、休館日及び開館時間並びに
供用開始日についての意見について（回答）

平成31年2月5日付けで提出のありました「栃木市北部健康福祉センター（仮称）の名称、休館日及び開館時間並びに供用開始日について（回答）」の意見について、下記のとおり回答します。

記

＜意見＞

栃木市北部健康福祉センター（仮称）の名称、休館日及び開館時間並びに供用開始日については、
適当と認めます。ただし、次のとおり意見がありましたので対応いただきますようお願ひいたします。

- ① 建物2階に配置予定のプレイルームの開館時間が「午前8時30分から午後5時まで」と他の部屋の開館時間よりも短いことから、他の部屋同様に開館時間を「午前8時30分から午後9時まで」とし、中学生以下の児童・生徒のみでプレイルームを利用する場合は午後5時までとしていただくよう要望します。

＜回答＞

北部健康福祉センター（仮称）のプレイルームについては、ボールプールなどの屋内遊具や児童向けの図書等を配置し、主に、未就学児とその保護者、小学生が自由に訪れ遊ぶことができる使用料無料の部屋としたいと考えております。

未就学児や低学年小学生については、保護者同伴での来館となります。高学年小学生については、子ども達だけで来館することが想定されることから、移動の際の安全面に配慮し、市内の他の児童館等と同様に午後5時までの利用を予定しているところです。

ご要望のように、開館時間を他の部屋に合わせたうえで、小学生以下の子ども達の利用は午後5時までに限定することも考えられますが、その場合、主たる利用者がいない中で、照明、空調や床暖房等を稼働させるための光熱費と巡回人員のための入件費をかけることとなってしまいます。

このため、まずは、原案の時間により運営させていただき、開館後の利用状況や利用者からのご意見を踏まえて、開館時間等の見直しや工夫をしてまいりたいと考えております。

お問合せ先

保健福祉部 福祉総務課
地域福祉係：佐藤・田中
電話 21-2201